

旭丘小学校「非常時の安全確保と登・下校体制」について

		在校時	登・下校時	在宅時
地震時	震度5強以上	<p>引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに授業等を中止し、安全な場所に児童を避難させる。メール配信が可能な場合は、速やかに保護者と連絡を取り、保護者(家族等)に引き渡す。<u>停電等で連絡が取れない場合も引き渡しとなる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保の後、帰宅しても保護者不在の場合は学校に向かう。⇒引き渡し ・保護者が在宅時は家に帰る。(電話等連絡が可能な場合は、落ち着いたら家にいることを学校に連絡) 	<p>自宅待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等に被害がなく、メール配信が可能な場合は、授業再開等の連絡をする。必ず学校からの連絡を受けてから登校させる。
	震度5弱以下	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認後、通常どおりの授業を再開。 ・被害があった場合は、メールが使用できる場合はその後の対応を連絡。 ・<u>集団下校</u>または途中まで教職員付き添いの下、<u>下校</u>させる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れている時は落下物やブロック塀に注意し、安全確保の場所を判断して身を寄せる。 ・揺れが収まった後、周囲に注意して学校に向かう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を確認して安全が確認できたら登校させる。 <p>★日頃から、①避難所や家族の集合場所、②非常時伝言ダイヤル等による連絡方法の確認を！</p>
自然災害時	大雨大雪	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全を確認後、<u>集団下校</u>をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天気に応じた雨具や靴で登校する。 ・大雪時は車道の歩行に注意する。 ・視界が悪いときは近くの建物等で安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認後、適した雨具や靴で登校させる。 ・除雪されない通学路の場合は車にも注意させる。
	台風雷雨等	<ul style="list-style-type: none"> ・天気予報等を元に過ぎ去るまで<u>学校で待機</u>する。<u>通学路の安全確認後、下校または集団下校</u>をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大木や看板下などに身を寄せない。 ・可能なら大きな建物の中などで安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報を得て、通過するまで無理に登校させない。
不審者出没時	不審者	<ul style="list-style-type: none"> ・メールで状況を連絡。 ・警察や教職員・守り隊・保護者等の下校見守り。 ・安全が確保されたら⇒一斉下校・集団下校 ・不審者が近隣にひそみ、学校が「<u>集団下校</u>や<u>一斉下校</u>」は危険と判断した場合⇒引き渡し ・引受人の方に学校に迎えに来ていただくよう、メール等で連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザーを鳴らし近所に助けを求める。 ・不審者についていかない。逃げる。 ・声掛け等被害に合ったら必ず学校や家族に知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保されるまで無理に登校させない。 ・可能なら保護者付き添いで登校または周辺の巡視。 ・警察(110番)に連絡相談する。
Jアラート等発令時	Jアラート等	<ul style="list-style-type: none"> ・校内において速やかな避難行動を行う。 ・「日本上空通過」「領海外落下」が確認されたら通常授業に戻る。 <p>・「領土・領海内に落下」の場合は、教育委員会の指示に従い、<u>非常時下校体制(学校待機・引き渡し・集団下校いずれか)</u>を行う。事後の対応はメール等で連絡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のすぐ近くにいる児童は学校に避難する。自宅に近い場合はすぐ帰宅する。「日本上空通過」「領海外落下」が確認されたら、登下校する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機とし、「日本上空通過」「領海外落下」が確認されたら登校させる。 ・「領土・領海内に落下」の場合は<u>臨時休業</u>。登校はさせない。「臨時休業解除」の指示が教育委員会からでたら、事後の対応はメール等で連絡する。

